

大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例施行規則（昭和59年大阪市規則第72号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(利用料金) 第8条 条例第13条第3項第2号の市規則で定める額は、次に掲げるとおりとする。 〔(1) 略〕 (2) 居住に要する費用 1日につき <u>326円</u> 〔2 略〕	(利用料金) 第8条 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) 居住に要する費用 1日につき <u>277円</u> 〔2 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。